

(関連資料)

●指定管理者制度について

公の施設の管理については、平成15年から「指定管理者制度」が導入されています。

この「指定管理者制度」は、指定管理者ができる団体の範囲を、法律上特段の制約を設けず、企業、NPO 法人等の法人その他の団体（個人は含まれません）に広げることで、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としています。

また、指定管理者が施設使用許可等の行為もできるため、事業者の創意工夫が大きく活かされます。

● みえこどもの城の指定管理者が行う主な業務

・ 児童の健全育成のため、こどもの城の施設及び設備を県民の利用に供すること。

・ 児童の健全育成に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

・ 児童の健全育成に関する講演会、研修会、講座等を開催すること。

・ 地域の児童館等の運営及びこれら相互の連携に関する指導又は助言を行うこと。

・ 利用料金の収受等に関する業務

・ 施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(参考)

・ 指定期間（予定）

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

・ 指定管理者の募集方法

事業計画書を公募により募集し、その内容を審査して指定管理者の候補を選定します。